

(別添)

令和7年度消費生活相談員国家資格取得支援オンライン講座委託業務仕様書

1. 目的

悪質商法被害や商品事故の苦情など、消費トラブルの解決を手助けする「消費生活相談員」(国家資格)の資格取得を支援することを目的とする。

2. 委託期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

3. 業務内容等

消費者安全法に基づく登録試験機関が行う「消費生活相談員資格試験」の受験対策講座として、オンライン講座(模擬試験含む。)により実施する。

(1) 講座の企画・立案

- ア カリキュラム(各回のテーマ・内容)・スケジュールの作成
- イ 講師の確保

(2) 講座の実施・運営

- ア 受講者の募集、決定、通知事務等
- イ オンライン講座(アーカイブ配信含む)の運営管理、テキスト、問題集、解答・解説集の作成・配布、受講者の出席管理等
- ウ その他講座の実施及び運営に付随する業務

(3) 実績報告書の提出

- ア 講座実施状況(各講座・カリキュラムの概要)
- イ 受講者名簿
- ウ オンライン講座の出欠状況
- エ 講座資料一式(テキスト、問題集、解答・解説集等)
- オ 募集要項及び申込者名簿(申込書を含む)
- カ 記録写真(デジタルデータ可)
- キ 受講者の消費生活専門相談員資格試験の受験状況及び合否結果
- ク 事業の成果及び今後の講座実施に当たっての課題整理、解決方法
- ケ その他参考資料

その他

- ア 参加者との間に発生したトラブルに対しては、責任を持って対処すること。
- イ 個人情報の取り扱いについて、十分注意し、適切に管理すること。この事業で知り得た情報等をもとにした参加者への特定の団体等への加入、勧誘等の行為を一切行わないこと。

4. 業務実施に当たっての条件

- (1) 実施形式
オンライン講座
- (2) 講座のテーマ・内容
消費生活相談員になるために取得が推奨される消費生活相談員資格試験に合格するための知識が習得できるもの。
- (3) オンライン講座の実施場所、実施日数等
 - ① 実施場所
受講者は、原則として自宅等オンライン環境のある場所での受講とする。
 - ② 実施日数等
9月28日(日)までに10日間程度(1日5時間程度)実施する。実施日は、受託者と県との協議により決定する。
- (4) 講師
講師は各分野の専門家を招聘すること。
- (5) 受講対象者
 - ・消費生活相談員の資格取得を目指す一般県民
 - ・資格取得後、「大分県消費生活相談員人材バンク」に登録していただける方
- (6) 受講人数
20名程度
- (7) 受講料等
受講者から受講料・教材費等は徴収しない。オンライン講座に係る通信費及び資格試験受験に係る経費は受講生の負担とする。

5. その他留意事項

- (1) 事業計画及び進捗状況等について適宜協議を行うこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し疑義が生じた時には、県と速やかに協議を行い、円滑かつ効果的に解決するよう努めること。